



令和7年5月 30 日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 首藤 和彦 殿

職場における熱中症予防対策の徹底に関する要請書

職場における熱中症予防対策については、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、皆様と連携してその取組を行ってきたところです。

貴団体の関係事業者の皆様をはじめ、県内の各事業場の熱中症対策の取組により、令和6年の職場における熱中症による死亡災害は、2年連続で0人となりました。しかしながら、休業4日以上の中熱症による死傷災害は 61 人と過去最高となり、職場における熱中症予防対策の一層の徹底が求められます。

熱中症は、死亡災害に至る割合が他の災害と比べ5乃至6倍という特徴がありますが、確実な対策と早期の対処で重篤化を防止することができます。

全国的には、職場における熱中症による死亡災害は毎年 30 人程度で推移しており、昨今の気候変動の状況に鑑みると、更なる増加が懸念されます。

このような状況を踏まえ、職場における熱中症対策を強化するため、労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行されます。

つきましては、現下の状況と、熱中症の特徴を御理解いただき、暑さが本格化する前に、STOP！熱中症クールワークキャンペーンの実施要綱に定められた実施事項と下記の熱中症の予防対策を関係者へ周知徹底・指導をお願いし、熱中症による労働災害の減少に努めるよう要請します。

記

- 1 令和7年6月1日から施行される改正労働安全衛生規則に基づき、熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、身体冷却や医療機関への搬送等迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため「報告体制の整備」、「異常時の対応手順作成」、「関係労働者への周知」を徹底すること。
- 2 暑さ指数(WBGT 値)を測定し、その値に応じた熱中症予防対策を実施すること。
- 3 のどの渇き等の自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分をこまめに定期的に摂取するよう徹底し、作業場を巡視してその摂取状況を確認すること。また、必要に応じて、作業開始前等のプレクーリング等を検討すること。
- 4 健康状態や暑熱順化の状況を確認して、熱中症の発症リスクが高いと疑われる者に対しては、必要に応じて作業の配置替え等を検討すること。
特に熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ必要な配慮を行うこと。

埼玉労働局長
片 淵 仁 文